秋田地方裁判所委員会第9回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成19年11月29日(木)午前10時00分から正午まで

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員,敬称略,五十音順)

金子直史,川勝隆之,佐川博之,作原大成,佐々木弘光,佐野元彦,杉山陽子, 高山万紀子,竹中智子,三浦清

(説明者)

中鉢事務局長,佐竹民事首席書記官,青山刑事首席書記官,今野事務局次長(庶務)

佐々木総務課長,高橋総務課課長補佐,武田庶務係長

4 議事

- (1) 開会の言葉(総務課長)
- (2) 秋田地方裁判所長からあいさつ
- (3) 各委員の自己紹介(委員長職務代理者)
- (4) 委員長の選任(委員長職務代理者) 委員長として地裁所長である川勝委員を選出した。
- (5) 職務代理者の指名

委員長は,秋田地方裁判所委員会規則第6条第3項に定める委員長の職務代理者として,金子委員を指名した。

(6) 秋田地方裁判所委員会の取組状況について説明(事務局長)

これまでの委員会における意見交換の状況,裁判所の一般広報の取組状況,利用者アンケートの実施結果とその対応の状況,「地家裁委員会に提言する市民の会」及び「司法改革大阪各界懇談会」からのアンケート照会に対する回答について説明した。

- (7) 民事事件の動向と課題及び新たに導入された制度について(民事首席書記官) 秋田地裁管内において,多重債務に関する民事訴訟事件が増加しているなど の多重債務関係事件の動向,少額訴訟事件の動向及び平成18年4月から施行 された労働審判事件の動向等について,資料に基づいて説明した。
- (8) 刑事事件の動向と課題,公判前整理手続の運用状況と裁判員制度導入に向け た取組について 刑事首席書記官)

刑事事件の動向と事務処理上の課題及び公判前整理手続の運用状況について,特徴的な点を資料に基づいて説明した。また,裁判員制度の円滑な実施に向けた取組として,法曹三者による裁判員模擬裁判,裁判員模擬選任手続の実施状況について説明した。

(9) 裁判員制度導入に向けた広報活動について (事務局長)

これまでの裁判員制度広報の取組状況として,裁判員制度フォーラム,県内 企業等への訪問,模擬裁判への協力依頼,地方自治体等対する一時保育や介護 等各種サービスについての検討依頼などについて,資料に基づいて説明した。

(10) 意見交換

前記(6)から(9)の事務方からの説明について,委員から次のような意見が出された。以下が委員長,が委員,が説明者の発言

多重債務に関わる仕事をしているが,多重債務に関する事件は増えていると認識している。民事事件の動向の説明では,特定調停事件が減っているとの説明であったが,多重債務の相談の際には,特定調停の話もしており,特定調停事件が減少しているとの説明に疑問を感じている。

抱えている債務額の大小によっても選択する手続は違ってくる。債務額が多く返済ができない場合は破産、債務額を一部支払って残りを免除してもらい再生を図るという場合は再生申立、制限利息を超過した部分があり、返還されるお金がある場合は過払金返還訴訟という選択が考えられる。裁判例は比較的借主に有利なものとなっており、破産及び特定調停事件から過払金返還訴訟にシフトしているものと考えられる。それが、破産及び特定調停事件は減り、個人再生申立及び過払金返還訴訟事件が増加しているという状況に

反映しているのではないか。

弁護士の立場としても,ただいまの説明と同じように感じている。特に個 人再生は増えていると感じている。

外国人が起こした裁判員制度対象事件における通訳翻訳人の対応について お伺いしたい。

外国人の裁判員制度対象事件についても,通訳人が,取調べの段階から付けられ,公判廷においても法廷通訳人を選任して進められる。

グローバル化している外国人の犯罪に対する態勢は整っているのか

裁判所が通訳人を選任する場合,最高裁判所には通訳人名簿が整理されており,その名簿を基に連絡を取り,通訳人をお願いしている。少数言語については,秋田県内に通訳人がいない場合も多いが,その場合も同様である。

通訳に関しては,私の所属する団体にも法廷通訳人のパンフレットが届いており,民間の団体を生かし,県民を巻き込んで裁判を公平で充実したものにしていこうとしているのが分かる。

研修生として来ている全国の外国人の中には事件の被害者や加害者になっているという話を聞いている。そのような外国人が相談機関を知らないことで、公平な裁判ができずにいることはないか。また、出身国による不利益はないか伺いたい。

日本語を理解できない外国人が起訴された場合には,被告人の権利行使の ため,法廷通訳人を付して各種手続を行っているので,外国人であるが故に 公平な裁判が保証されていないとか,何か不利益が生じているということは ないと考えている。

秋田で暮らしている外国人の場合は,ある程度日本語を理解している人が 多い。しかし,被疑者になったときは,日常の言葉を理解しているだけでは, 裁判の手続自体や用語が分からないということも考えられるので,被疑者の 権利を守るため,日常の言葉を理解していていても通訳人を付けている。被 害者になった場合は,日常の言葉を理解していれば,通訳人がいなくても時 間をかけて聞くことが可能であり,権利侵害という問題にはならないのでは ないかと思う。

秋田でも外国人が事件に関係することが増えているが、全国的に見れば加害者や被害者になる割合は低いと感じている。また、通訳人の確保という点では、少数言語の場合は難しい状況にある。通訳人については、法律用語についても理解してもらうとともに、スピーディーに確実に通訳してもらうなど、高い能力が必要となる。今後、秋田も国際化が進んでいくだろうから、能力の高い通訳人を確保するのは大事なことである。

配偶者暴力に関する保護命令事件について平成19年度の状況をお伺いしたい。また、同事件に関する資料中、平成17及び18年の未済事件について現在の状況を説明していただきたい。

本日現在で新受が11件,未済が0件である。同事件の一般的な流れは,申立があった当日に申立人から話を聴き,その1週間程度後に相手方の話を聴き,話を聴いた日に結論を出せれば,即日決定を出すというものである。年末ぎりぎりの申立ての場合には,申立人の話だけを聴いた状態で年を越してしまい,それが年間統計に未済として計上されてしまう。なお,平成17年度の未済1件,平成18年度の未済2件については,いずれも既済になっている。

少年事件についての傾向を伺いたい。

少年事件は減少傾向にある。犯罪の中身についても,秋田の場合は身柄を 拘束して取り調べる事件が少なく,身柄を拘束しないで取り調べる事件の割 合が多い。これは,秋田では少年と家族との関係が濃密であり,家族で子供 を育てて行くという健全な状態が多いためではないかと考えられる。

少年事件については,委員長と同じ印象である。また,秋田は都会と比べて事件が凶悪化しておらず大人しいと感じる。家庭環境も濃密であるという印象である。

裁判員制度について,思っていることがあればお話しいただきたい。

疑問点などをその場ですぐに話して議論することができるのか。また,争 点について意見を言えるのか分からない。裁判所を見学した際にも①裁判員 になって被告人の人生を左右することの責任の重さが不安である,②社会に 出たとき,被告人や被告人の家族と会ったらどうするのか不安である,とい うような意見が出た。

また,秋田の人は裁判員制度に関する当事者意識が低いのではないかと感じている。

制度周知を何年かやっているので、関心を持っていれば、広報に参加し、 分かりづらいことも克服できると考える。しかし、ハード面の条件が整備されても、自分は人を裁くことはできないと思っている人や心の準備ができていない人にはストレスがたまる。人を裁くことへの抵抗感がどうしても不安として残るので、それを事前にどのように解消していくのか知恵が必要ではないか。

また,裁判員制度は公的な場で,女性についても自分の言葉で参加するものであるから,男女の差が生じない環境作りも必要であると感じている。

裁判員制度がどのような手続であるかを説明する前に,この制度が社会を良くするためにどのような意義があるのか,つまり,国民の義務と言うのであれば,もっと説明に説得力が必要だろう。そのため辞退したいという人が多くなり,結局,退職した人など,参加可能な人だけが裁判員をやるということになれば,平等という点で疑問が残る。また,日本の教育では,人権の教育が十分であるとは思えないので,教育することを飛び越えて,人を裁けということになる。

裁判員制度が導入されることで、良いと思えたことは、いろいろな事件をこれまではワイドショー的感覚で見ていたものが、被害者の立場や社会での自分の責任という点から考えるようになってきたことである。

裁判員制度広報のポイントを変える時期と思う。辞退事由よりは,①人を裁くものであること,②裁判は評議で行われ,その中で意見を言うのであること,③裁判員制度への参加は国民の義務だということを恐れずに伝えるべきである。

また、現在の裁判例と一般国民の感覚とでは、ずれもあると思うので、裁

判員制度においては,法曹の人は非常に大変になるのではないか。

男女共同参画の立場からすれば,女性の参画の拡大という点で,男女比率 や女性の考えにも配慮した制度に努めて欲しい。

全国で模擬裁判をやっているが、同種の事件でも量刑がまちまちのようで ある。一般の人はどういう刑を言い渡せばよいのか理解しづらい。

また,裁判所では,これからも企業や団体を訪問するのか。全国的な調査では裁判員制度への対応ができている企業は2割程度のようである。秋田でも企業の対応についてアンケートを取ってみてはどうか。

裁判員制度については、これからも意見交換をしていきたい。本日は時間の関係から、意見のみを伺うこととし、次回以降に、本日の委員の方々の意見を参考にしてテーマ設定をすることとしたい。

5 次回委員会について

次回委員会は,事前に調整したとおり,平成20年2月25日(月)の午後に開催することとする。

なお,次回委員会では,委員の皆様方にDVDを利用した裁判員模擬裁判を体験していただた上で,意見交換をしたいと思っているが,御意見を伺いたい。

裁判員模擬裁判を行うことについては異議なし。

次回委員会は裁判員模擬裁判を行うこととする。

テーマ設定をする上で,全国の地裁委員会でのテーマに関する資料を提供 していただきたい。

また,裁判所は来た事件を処理するだけでなく,市民に紛争解決のために 裁判所を利用してもらうための広報についてもテーマとすることを考えては どうか。

テーマ設定については,基本的に2つのテーマとし,1つは裁判員制度を取り上げ,これは継続して協議し,もう一つは他のテーマとすることが考えられる。

また、積極的な広報活動をするべきということは同じ考えである。裁判所

としては、裁判所の持っている制度を一般の人に理解してもらう必要がある。 そこで,次回委員会に次々回の委員会テーマを確定させたい。

なお,次々回委員会の開催日については,5月下旬で調整を行っているところであり,追って連絡することとしたい。

6 議事録の作成について(総務課長)

本日の協議結果については,事務方において要旨を取りまとめて,議事概要という形でホームページに載せることを予定している。御意見を伺いたい。 異議なし